

容器包装の使用量が年間50トン以上の小売業者には 定期報告義務があります。

指定容器包装利用事業者のうち前年度に容器包装を用いた量が50トン以上の事業者（**容器包装多量利用事業者**といます）は、事業所管省庁に、容器包装を用いた量や

容器包装廃棄物の排出抑制のために取り組んだ措置の実施状況を、毎年度6月末日までに報告の義務が定められています。

定期報告書の記入事項は？

1 事業者概要

- 事業者名、代表者名、所在地、業種、報告書作成責任者名

2 容器包装を用いた量

- プラスチック製容器包装
- 紙製容器包装（段ボール製容器包装を除く）
- 段ボール製容器包装
- その他の容器包装

3 容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値

- 売上高、店舗面積等

4 容器包装の使用原単位（前年度分）およびその対前年度比

- 〇〇kg/円（売上高）、〇〇kg/m²（店舗面積）等

5 容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明

- 変更する場合はその理由と変更後の算出方法の説明

6 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況

7 容器包装の使用原単位を改善できなかった場合の理由

8 判断の基準となるべき事項^{*}に基づき実施した取組

- 前年度に実施した具体的取組およびその効果を報告

^{*}容器包装の使用の合理化により、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組むべき措置に関して当該事業者の判断の基準となるべき事項

9 その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組

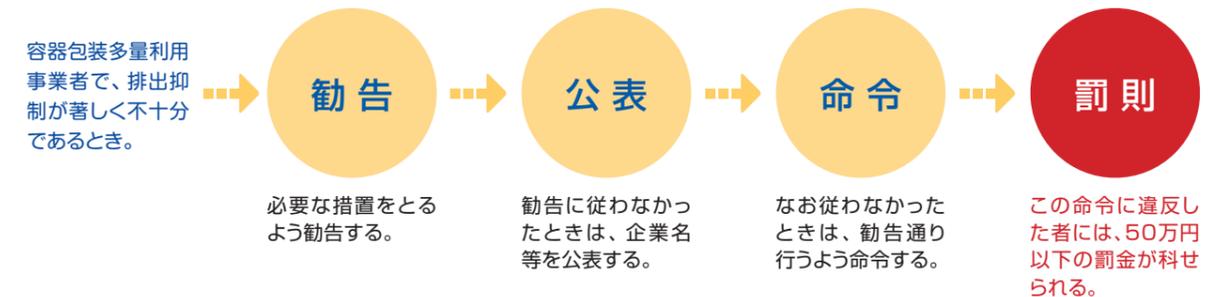
容器包装多量利用事業者には帳簿の記載が義務づけられています。

●容器包装多量利用事業者には省令で定められた事項について、帳簿の記載及び5年間の保存が義務づけられています。なお、書面の作成、保存にかえて、電磁的記録によることもできます。

- 1 容器包装を用いた量
- 2 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組、その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組およびその効果
- 3 売上高、店舗面積等の容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値
- 4 容器包装の使用原単位（1の量を3の値で割った値）
- 5 容器包装の排出の抑制や使用の合理化のために実施した取組の状況

容器包装多量利用事業者が義務を怠ると罰則が科せられます。

●容器包装多量利用事業者による容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認められる場合、国による「勧告」、「公表」、「命令」を経て「罰則」（50万円以下の罰金）が科せられます。



●容器包装多量利用事業者が、以下のいずれかに該当する場合、20万円以下の罰金が科せられます。

- 1 定期報告書を提出しなかったり、虚偽の報告をした場合。
- 2 帳簿の記載をしなかったり、虚偽の記載をしたり、帳簿を保存しなかった場合。
- 3 主務大臣から業務の報告を求められたときに、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合。
- 4 主務大臣から立入検査を求められたときに、これを拒んだり妨げたりした場合。

定期報告の記入方法や様式のダウンロードはこのアドレスまで。

容器包装リサイクル関連（農林水産省ホームページ） ▶ <http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/youki/index.html>